

令和6年度第1回「さいたま市食の安全委員会」 概要

日時	令和6年5月17日（金）14時00分～16時00分
場所	大宮区役所 601・602 会議室及びオンライン
出席者	<p>〔委員〕計12名 佐藤委員、新藤委員、高野委員長、田島委員、鶴岡委員、寺田委員、長谷川副委員長、藤野委員、三枝委員、望月委員、本山委員、横地委員</p> <p>〔関係課〕計9名 塚越消費生活総合センター所長／浅野保健衛生総務課長／植松食肉衛生検査所主幹／絵野沢健康支援課長／小野澤食品衛生課長／近藤生活科学課長／渋沢農業政策課長／鈴木健康教育課長／稲熊西区役所保健センター所長</p> <p>〔事務局〕計3名 生活衛生課：小島課長／小澤主査／岡崎主査</p> <p>〔傍聴者〕0名 〔報道関係者〕0名</p>
欠席者	<p>〔委員〕計1名 高山委員</p>
議題	<p>1 保健衛生局 保健部 生活衛生課長あいさつ</p> <p>2 委員の自己紹介</p> <p>3 議事</p> <p>（1）「さいたま市食の安全委員会の位置づけ等について</p> <p>（2）令和5年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」実施結果について</p> <p>（3）令和6年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」案について</p> <p>（4）その他</p>
公開又は非公開の別	公開
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・令和6年度 第1回「さいたま市食の安全委員会」 席次表 ・さいたま市食の安全委員会設置要綱 ・「さいたま市食の安全委員会」第11期委員名簿 ・（参考）「さいたま市食の安全対策会議」構成員名簿 ・（資料1）「さいたま市食の安全委員会」の概要 ・（資料2）さいたま市食の安全基本方針（冊子） ・（資料3）令和5年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」の実施結果

	<ul style="list-style-type: none"> ・（資料４）令和６年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」（案） ・（資料５）令和６年度「さいたま市食品衛生監視指導計画」
問い合わせ先	さいたま市 保健衛生局 保健部 生活衛生課 電話 048-829-1300 FAX 048-829-1967

議事（１）

さいたま市食の安全委員会の位置づけ等について

生活衛生課長から、資料１に沿って説明を行った。

議事（２）（３）

令和５年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」実施結果について 令和６年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」案について

生活衛生課長から、資料２、３及び４に沿って説明を行ったのち、意見交換を行った。

<質問・意見等>

委員：資料４の１１ページ、カ）腸内細菌検査の実施について、中等教育・特別支援学校が追加されたが、保育園は入らないのか。

関係課：健康教育課としては市立の小、中学校等を対象として実施しており、保育園での実施状況については所管課に確認が必要である。

委員：勤務先の保育園では、職員は月１回検査している。本アクションプランでは年２４回となっているが、学校給食に従事する職員は月２回で年２４回となる理解でよいか。

関係課：月２回で１２ヶ月で年２４回です。

委員：資料４の６ページ、ア）啓発用品による食の安全意識の普及啓発の外国人向け啓発資料の提供について、英語リーフレットの記載が削除されているが、これは英語だけでなく多言語に対応するという意味か。

事務局：英語に限らない形で作ることを想定し、この記載としている。なお、令和５年度に啓発用手提げ袋を作成しており、手を洗いましょうというメッセージを多言語で記載している。このような配布資材なども含めて多言語のものを作っていくたい。

委員：私が住んでいる地域にはいろいろな外国籍の方がいらっしゃるの、いい取組だと思う。

委員：何か国語入っているのか。

事務局：１０か国語入っている。

委員：同じ6ページの情報提供に関して、目の見えない方向けの情報提供機会や取組があれば、例えば点字の利用があるとかがあるか。

事務局：生活衛生課で作っている啓発資材の中では点字の情報提供など視覚障がい者の方向けのものが今のところなく、今後の検討課題とさせていただく。市のホームページにも食の安全に関する情報を載せているが、ホームページでは読み上げ機能がついている。

委員：読み上げ機能とは、どこか押せば読んでくれるのか。

事務局：そのとおり。そのため操作自体は誰かにしていただかないといけないかもしれない。

議事（4）その他

令和6年度「さいたま市食品衛生監視指導計画」について

生活衛生課長から、資料5に沿って説明を行った。